

令和5年5月1日

No.165

発行

一般社団法人
練馬西青色申告会

ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

源泉所得税及び復興特別所得税の納付について

従業員または青色専従者に給料を支払っている事業主で納期の特例の適用を受けている方は、令和五年一月から六月までの給料にかかる源泉所得税及び復興特別所得税（以下、源泉所得税等といいます。）を、令和五年七月十日（月）までに納付しなければなりません。（納期の特例の適用を受けていない方は毎月の給料にかかる源泉所得税等を翌月十日までに納付する必要があります。）なお、納付すべき税額がなくても、給料、賞与を支払っている場合は、源泉所得税等の納付書の提出が必要となります。

■ 期 間

六月十二日（月）～ 七月十日（月）

（第二第四土・日曜祭日を除く）

※六月十七日（土）・七月一日（土）は午前九時～十二時まで受付可。

■ 会 場

一般社団法人練馬西青色申告会事務所

■ 必要な書類

源泉徴収簿、源泉所得税等の納付書（税務署から送られてきたもの）、前年分の決算書及び申告書控え、記帳されてはる方はその帳簿等

※ご来所の際は、必ず電話で予約をして頂きますようお願い致します。なお、予約の方が優先となりますのでご了承ください。

※消費税の届出、記帳等ご不明な点についての相談もお受けしておりますので、ぜひ青色申告会をご利用ください。

3回でできる複式簿記講座

最高55万円の青色申告特別控除を受けるためには、複式簿記で記帳し、その帳簿書類に基づいて貸借対照表、損益計算書、その他不動産所得の金額または事業所得の金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。

今回は、複式簿記の簡単なテキストを用いて、3回連続クラス（計6時間）の講座を開催します。日常の記帳から試算表作成まで、実例を用いて行いますので是非ご出席ください。

■ 日 程：全3回 8月クラス 18日（金）、22日（火）、25日（金）
9月クラス 4日（月）、7日（木）、11日（月）
10月クラス 3日（火）、6日（金）、10日（火）

■ 時 間：午前の部（小売業） 10時～12時
午後の部（不動産貸付業） 2時～4時

※不動産所得のみの方が事業的規模ではない場合、最高55万円控除は適用されません。

（注）令和2年分の確定申告から、複式簿記により記帳している方の青色申告特別控除が最高65万円から55万円に引き下げられました。

■ 会 場：（一社）練馬西青色申告会事務所 3階会議室

■ 定 員：5名まで（ご予約ください）

■ 受講料：無料

■ 申込期日：8月クラスは8月4日（金）、9月クラスは8月25（金）、10月クラスは9月22日（金）までとなります。

申込先：（一社）練馬西青色申告会 ☎03-5387-6211

令和五年分の決算へ向けて



コロナ禍の中、本年も会員の皆様のご協力により無事決算を終えることができ、感謝申し上げます。来年度の決算へ向けて以下の事項にご留意くださいますようお願い申し上げます。

●e-tax（イータックス）の送信には

電子証明書が必要です。

マイナンバーカードでe-tax送信をする際には、電子証明書（以下省略）の設定と二種類の暗証番号が必要です。

- ① 利用者証明用の暗証番号（数字4桁）
- ② 署名用の暗証番号（英数字を組み合わせた6文字以上16文字以下）

①・②どちらか一方でも分からない場合は、e-tax送信が出来ません。

※二回目以降の申告は①のみで送信できます。

※e-tax送信をしていただきますと提出（送信）先税務署の受付結果（受信通知）が受け取れます。

●医療費控除の明細書作成について

令和元年以前のように医療費の領収書の提出や提示では、医療費控除の適用を受けられなくなりました。

医療費控除の適用を受ける方は、必ず「医療費控除の明細書」を作成してご提出いただきますよ

うお願い致します。（作成方法についてご不明な方は、事前に練馬西青色申告会にお問合わせ頂くようお願い致します。）

※医療費の領収書は確定申告期限等から五年間、破棄せずに必ず保管してください。（税務署から医療費の領収書の提示又は提出を求められる場合があります。）

【ご持参頂きたい書類等について】

●確定申告のお知らせ

一月の中旬から下旬までに、税務署から送付されます「確定申告のお知らせはがき」又は「通知書」を必ずご持参頂きますようお願い致します。

※振替納税の有無・予定納税額・消費税の間申告額など確定申告書の作成に必要な情報が記載されております。

※e-tax送信の方は送付されません。

●前年以前三年分の決算書・申告書

本年分の所得税・消費税の申告の際、純損失の繰越控除、減価償却費の計算等に必要な資料となりますので、前年以前三年分の決算書・申告書は、必ずご持参頂きますようお願い致します。

●USBメモリ

USBメモリに申告データを保存しておく

と、翌年分の入力時に住所、氏名、扶養者名、減価償却費等の変更等が簡単にでき入力時間の短縮につながる為、ご持参をお願い致します。

●公的年金等

日本年金機構等からの源泉徴収票は、一月中頃に送付されます。

●社会保険料控除等の控除証明書

- ・国民年金保険料
- ・小規模企業共済
- ・生命保険料控除

※e-tax送信の方は、金額の入力のみで、提出は致しません。

・健康保険料は、支払額がわかるもの（提出は必要ありません。）

●マイナンバーカードのコピー

提出用の確定申告書にマイナンバーを記入した場合には、マイナンバーカードの（裏と表）通知カードや身分証明のコピーを添付することになります。

※e-tax送信の方は必要ありません。

【確定申告時における職員との面談時間について】

決算時間は一人当たり六十分とさせて頂いております。決算相談時に年末調整や記帳相談など決算以外の相談事項を受けますと面談時間が六十分を超過してしまうことになり、他の会員の方の決算相談を予定時間通りに行うことが出来なくなってしまうます。

給与の源泉徴収及び年末調整手続き、記帳内容の確認、試算表・貸借対照表の作成、譲渡所得等の相談につきましては、四月から十二月の期間に予約制にて行なっておりますので、ご相談頂きますようお願い致します。

●その他のお願い

・マイナンバーカードを取得して、e-Tax送信にご協力をお願い致します。

・決算書は、下書きをご記入の上、お越しく下さい。(決算書は、事務局にも用意してありますので、ご来局の際にお持ち帰りください。)

・決算予約のご案内は、十一月中旬から下旬を予定しております。十二月中のご予約をお願い致します。

※令和五年用の申告書等用紙が必要な方は、令和六年一月中旬以降、事務局にお越し下さい。

【適格請求書発行事業者の登録を希望される方】

令和五年十月一日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

令和五年十月一日から適格請求書発行事業者を希望される方は、令和五年七月三十一日までに事務局へご相談して頂くようお願い致します。(予約制となっております。)

練馬西税務署にて「インボイス制度説明会」を下記の日程にて行っております。会場の収容人数の関係上、事前予約制となっております。

インボイス制度説明会の御案内

説明会の対象・内容	日 時	開 催 場 所	定 員
対象:全ての事業者の方 内容:インボイス制度の概要	令和5年5月23日(火) 【午後のみ】 13時00分～14時00分	練馬西税務署 2階大会議室 練馬区東大泉 7丁目 31-35	各 15 名
	令和5年6月12日(月) 【午後のみ】 13時00分～14時00分		
対象:主に免税事業者の方(※) 内容:消費税の基本的な仕組み及びインボイス制度の概要	令和5年5月25日(木) 【午前の部】 10時30分～11時30分 【午後の部】 13時00分～14時00分		
	令和5年6月14日(水) 【午前の部】 10時30分～11時30分 【午後の部】 13時00分～14時00分		

(※)これまで消費税申告等をされたことがない方を対象としていますが、課税事業者の方でもご参加いただけます。

説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申し込みをお願いします。
 なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
 また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関の御利用に御協力ください。

【連絡先】 練馬西税務署 03-3867-9711(代表)
 自動音声にしたがって「2」を選択 内線 25414

安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、
不安がある

自分で積み増しするには、
どんなものがあるの？

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

制度の特長

1 経営者のための 退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は 全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も 税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

Be a Great Small.
中小機構

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又は
ホームページからご確認ください。

小規模共済

検索

加入・掛金のご質問は
こちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です
小規模企業共済



2021.6

税 務 職 員 採 用 募 集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆ 人事院国家公務員
試験[採用NAVI]



◆ 採用関係
お役立ちリンク集



◆ Web-TAX-TV



試験区分	税務職員
受験資格	1 2023(令和5)年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(2020(令和2)年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び2024(令和6)年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者
申込期間	令和5年6月19日(月)9時～6月28日(水)【受信有効】
1次試験	令和5年9月3日(日)
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験
2次試験	令和5年10月11日(水)～10月20日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時 人物試験、身体検査
合格発表	令和5年11月14日(火)

マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～

※融資限度額：2,000万円

※返済期間：運転資金 7年以内

設備資金 10年以内

2024年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

■利率：1.12% (2023年5月1日現在)

※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)

※他に練馬区の利子補給40%(3ヶ年度)

※利用できる方：従業員20名以下

(宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下)

※1年以上事業を行っている方

※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

《窓口専門相談》

本相談は、経営に関する相談に限定しております。
会員・非会員の方問わず利用できます。

【法律相談】毎月第2金曜日

午後1時～4時(30分単位)

相談員：弁護士 相談無料

【税務相談】1月～3月 毎週火曜日

4月～12月 毎月第2火曜日

午後1時～4時(30分単位)

相談員：税理士 相談無料

【問い合わせ先】東京商工会議所練馬支部

練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4F

TEL: 3994-6521 FAX: 3994-6589